

# やまゆりホーム運営規程

(指定介護老人福祉施設)

(目的)

第1条 社会福祉法人横浜鶴声会の特別養護老人ホームやまゆりホーム(介護保険法の指定介護老人福祉施設、以下「施設」という。)の適正な運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

(運営方針)

第2条 施設の運営にあたっては、介護保険法及び関係法令を遵守し、高齢者の福祉増進に努めるものとします。

2 指針

- (1) 可能な限り、居宅生活への復帰を念頭に置きながら適切な介護を目指します。
- (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者及びその家族の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- (3) 介護サービスの管理、評価を常に行い、その内容の充実及び質の向上を目指します。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりです。

名 称 特別養護老人ホームやまゆりホーム  
所在地 横浜市鶴見区獅子ヶ谷二丁目15番18号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設の事業に従事する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

(1) 医師 1名

入所者の健康管理、及び療養上の指導等を行います。(必要に応じ他の医療機関の協力を得ます。)

(2) 生活相談員 1名

入所者の心身の機能維持、あるいは家族の心身の負担軽減等、生活上の相談を受け、解決のための調整・助言等を行います。

(3) 介護職員 27名

入所者の心身及び機能の状況等に応じ、日常的な介助支援を行います。

(4) 看護職員 4名

入所者に必要な療養上の世話又は診療の補助を行います。

(5) 栄養士 1名

入所者の健康に適した食事の献立を行います。

(6) 管理栄養士 1名

入所者の栄養状態を管理し、栄養ケア計画等をたて支援します。

( 7 ) 機能訓練指導員 1 名

日常生活を営むのに必要な機能減退防止のための訓練指導等を行います。

( 8 ) 介護支援専門員 1 名

要介護者等の依頼を受けて、サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整又は介護保険施設の紹介等便宜の提供を行います。

(利用定員)

第 5 条 施設の利用定員は次のとおりです。

80 名

(事業内容)

第 6 条 施設の事業内容は次のとおりとします。

( 1 ) 日常生活上の支援

心身機能の能力に応じ、排泄・入浴・食事・移動等の介助を行います。

( 2 ) 機能訓練

心身機能を維持し、その活性化を図るための各種サービスを提供します。

( 3 ) 健康管理

医師、看護職員が入所者の健康状態を見て、健康保持に必要な措置、助言等を行います。

( 4 ) 相談及び援助

入所者及びそのご家族等からの様々な悩み・苦情・ご相談に対し支援します。

(利用料その他の費用の額)

第 7 条 施設の利用料は、介護保険法に準拠します。

2 . 居住費、食費は別紙「料金表」に定めるとおりです。

3 . 前項以外のその他の費用の額は、別表 1 に定めるとおりです。

(ご利用に当たっての留意事項)

第 8 条 施設の入所者は、次の事項を遵守していただきます。

( 1 ) 恣心により、他の入所者に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。

( 2 ) 施設、設備、備品は、損傷又は紛失しないよう大切に取り扱いいただきます。

( 3 ) 喫煙は所定の場所で行うこと。なお寝タバコ又は歩行喫煙は禁止です。

( 4 ) 居室又は寝室を許可なく変更は出来ません。

(守秘義務)

第 9 条 施設の従業者は、入所者又はそのご家族の個人情報のみだりに第三者に漏らさない様に致します。また、個人的に利用致しません。在職中はもとより退職後も同様と致します。

(苦情処理)

第10条 入所者又はそのご家族等からの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置、担当者を配置、事実関係の調査、相手方への説明及び記録等必要な措置を講じるものとします。

(緊急時等の対応)

第11条 入所者の心身に緊急を要する事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関の協力を得る等適切な措置を講じるものとします。

(非常災害対策)

第12条 天災その他の災害が発生したときは、施設の従業者は入所者の安全を守るためその最善を尽くします。

2. 非常災害に備え、自衛消防隊を組織し定期的に避難訓練を実施します。

(再入所)

第13条 入所者が疾病又は負傷のため、医療施設での入院加療が必要なときは、一時退所していただき、治癒後再入所の措置を講じることができるものとします。

付 則

(施行の期日)

この規程は平成12年 4月1日から施行

この規程は平成13年 4月1日から施行

この規程は平成14年 4月1日から施行

この規程は平成14年10月1日から施行

この規程は平成17年10月1日から施行

別表 1

項 目	金 額
理 髪 代	1,500 ~ 2,000円
貴重品の管理	1ヶ月 500円
複写物の交付	1枚 50円
レクリエーション クラブ活動	材料費等 実費

## 【個人情報に関する基本方針】

社会福祉法人横浜鶴声会（以下、「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることに努めます。

特別養護老人ホーム やまゆりホーム

施設長 晝間 勝